

## 平成28年第1回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年2月12日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成28年2月12日	午前10時00分
	閉 会	平成28年2月12日	午前11時36分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 0 名                      欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	具 志 堅 勉	出	9	仲 宗 根 宗 弘	出
2	座 間 味 栄 純	〃	10	仲 間 厚 洋	〃
3	西 平 一	〃	11	欠 員	
5	松 川 秀 清	〃	12	大 城 正 和	出
6	宮 城 達 彦	〃	13	石 川 博 己	〃
7	知 念 重 吉	〃	14	喜 納 政 樹	〃
8	崎 浜 秀 進	〃	15	島 袋 吉 徳	〃

※ 会議録署名議員

1 番	具 志 堅 勉	2 番	座 間 味 栄 純
-----	---------	-----	-----------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲 宗 根 清 二	総 務 課 長	上 原 新 吾
企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也
産 業 振 興 課 長	伊 野 波 盛 二	教 育 委 員 会 事 務 局 長	仲 宗 根 章

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	仲 宗 根 農
---------	---------	-----	---------

# 議 事 日 程

2月12日（金） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（税条例） (議案説明・審議・採決)
4	議案第2号	本部町過疎地域自立促進計画の変更について (議案説明・審議・採決)
5	議案第3号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
6	議案第4号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
7	議案第5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
8	議案第6号	職員の職名の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について (議案説明・審議・採決)
9	議案第7号	平成27年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
10	議案第8号	本部町監査委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)

## 追 加 議 事 日 程

2月12日（金）1日目

日程番号	議案番号	件 名
追加1		常任委員会の閉会中の継続調査申出の件について (採決)

○ **議長 島袋吉徳** ただいまから平成28年第1回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって1番 具志堅 勉議員及び2番 座間味栄純議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りの1日間と決定しました。

日程第3．議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（税条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** おはようございます。平成28年第1回本部町議会臨時会におきまして、専決処分の承認を求めることについての議案のほか7件の議案を提出しております。説明に当たりましては、副町長ほか担当課長から説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ **議長 島袋吉徳** 町税対策課長。

○ **町税対策課長 松本一也** おはようございます。議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを説明いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。本部町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第108号）が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、本部町税条例（昭和47年本部町条例第33号）の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページが専決処分書となっております。また次のページをめくりまして、本部町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改め文となっております。

その次またページをめくっていただきます。新旧対照表となっておりますが、今回の改正につきましては、第51条と第139条の改正となっております。改正された部分につきましては、下線のアンダーラインが引かれておりますが、この部分が改正となっております。少し概要を説明しますと、平成27年3月に専決処分した個人番号関連のものが新たに一部見直しされることになりました。内容としては、本人確認手続の納税義務者の負担を軽減することを目的に、一定書類について納税義務者に係る個人番号の記載を不要としたものであります。ただ、今回この一部改正

の個人の改正によって、税負担が増減する影響はありません。ちょっと資料に戻りますけれども、新旧対照表なんですが、第51条関連は町民税の減免についてのことであります。139条につきましては、特別土地保有税の減免の条文であります。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（税条例）は、承認することに決定しました。

日程第4. 議案第2号 本部町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号 本部町過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定に基づき議会の議決を求める。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 平成22年9月22日第6回本部町議会定例会で可決された本部町過疎地域自立促進計画において、北部水産業生産基盤機能強化事業を追加して実施したい。その為、本計画を変更する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページが変更前と変更後の表となっており、そちらでご説明いたします。事業計画における自立促進施策区分1、産業の振興、事業名、（1）基盤整備と（7）商業の間に（3）経営近代化施設を追加し、事業内容、北部地域水産業生産基盤機能強化事業、事業主体、町を追加しております。事業の中身としましては、第7号議案の補正予算と関連しますが、沖縄北部連携促進特別振興事業、通称北振事業におきまして、渡久地港内の老朽化した製氷施設の機能高度化を目的に整備する事業となっております。整備されることにより、漁獲物の急速冷凍が可能となり、鮮度保持による収益向上につなげていきたいと考えております。事業計画の追加により、過疎債対象として充当することで、事業実施における町の償還時における財政への負担軽減が図られます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第2号 本部町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 本部町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第3号について説明いたします。

議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(平成18年本部町条例第25号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 平成19年1月1日から特別に実施してきた町長及び副町長の給料の減額を、県内市町村長等の給料月額及び、本町の行財政運営状況等を勘案し、平成28年3月31日までとしたい。

そのため、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料の貸借対照表、3枚目をお開きください。今現在、町長のほうが10%の減額、副町長のほうは5%の減額で給料を支給しております。それをもとに戻したいということでございます。参考資料といたしまして、県内の町村長等の給料月額の資料を添付してございますので、参考までにごらんください。参考までに平成18年、19年当時、本町における国保財政が大きな赤字を抱えておりまして、いいますと、平成18年度時点で6億8,000万円余りの国保財政の赤字がございました。平成19年度においては、7億5,000万円余りの国保財政の赤字がございました。そういう赤字等を解消するため、町長みずからその姿勢を示すことで、町民に国保等の条例改正、そういうものの理解を求めるために、減額しておりました。その減額を今年度の3月31日までとしたいということで、今回この条例を提案しております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第4号について説明いたします。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成27年本部町条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 平成19年1月1日から特別に実施してきた教育長の給料の減額を、県内市町村の教育長の給料月額及び、本町の行財政運営状況等を勘案し、平成28年3月31日までとしたい。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

3枚目をお開きください。先ほどの議案でも説明いたしましたが、副町長のほうを5%、今回、教育長のほうも平成19年から5%減額しておりましたものを元に戻したいということでございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第5号について説明いたします。

議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例（昭和48年条例第29号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

説明については、参考資料で説明をいたしたいと思います。参考資料の12ページをお開きください。今回の改正に伴って、下から現行、平成27年度、平成28年度以降という形で書いている部分があると思います。現行、期末手当4.1月分を今回の改正によって4.2月分になります。それと給与表については、14ページ以降に表を載せておりますので、参考にご参照ください。

13ページをお開きください。4番目の条例改正後の影響額というふうに載せて大まかな金額を載せております。（1）給料表の改正による給料への影響額といたしましては、職員数92人、総額140万円余り、（2）給料表の改正による期末手当への影響額としては、職員数92人で29万1,000円余り、（3）勤勉手当の支給月数の改正による影響額といたしまして、職員数128人、総額370万円余りの影響でございます。これは全て年額の増の予定でございます。（4）の勤勉手当の算定による見直し、これは平成28年4月からの予定でございます。職員数84人で260万円余りの減額の予定でございます。今回の改正については、給料表、期末手当の改正が主でございますが、戻りまして、11ページ、新旧対照表がございます。勤務1時間当たりの給料額の算出ということで、第1条でございますが、名称の変更を考えております。現行では単純な労務に雇用される職員というものを現業職員というふうに名称を変更したいと考えております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第6号 職員の職名の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第6号について説明いたします。

議案第6号 職員の職名の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について。職員の職名の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 単労職員の職名を現業職員に変更したい。そのため、関係条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

説明については、新旧対照表の2ページ以下です。単純な労務に雇用される職員、条文の中では「単労職員」、それを「現業職員」に改正したいということでございます。その部分の改正を対照表で載せております。それと参考の7ページをごらんください。今回はこの「単労職員」を「現業職員」の改正にあわせて、7ページについては本部町公益法人等への職員の派遣に関する条例、これは法律等の改正によりまして、「公益法人等」への部分が「公益的」という法律の名称に変わっておりますので、その部分の改正でございます。今回の関係条例の整理に当たっては、この部分と「単労職員」を「現業職員」への名称の変更でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。10番 仲間厚洋議員。

○ 10番 仲間厚洋 ちょっとお尋ねしたいと思います。職員の名称変更については、数年前から話題にあがってきたものだと思いますけれども、私自身、何で簡単にできないのかとずっと思ってきたんです。予算書をちょっと上書きすればいいぐらいのものだろうと思ってきたんですけれども、この議案を見ると、やはり皆さんの行政事務というのは明確な根拠がないといけないということを改めて認識させられているところでございます。そのかわりで、公益法人等についてのものでございますけれども、現業職員に名称を変えるものについては、条例自体の表題部というか、名称が現行と改正案で変わっています。単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例が現業職員の給料云々になっていますけれども、本部町公益法人等への派遣に関する条例については、頭の部分は変わらないということです、これを見るとです。現状のまま本部町公益法人等への職員の派遣に関する条例、この表題が変わらないということになります。それと、この「的」という一文字を挿入した意味合いというのがどういうことなのか、これは恐らく法人法の改正によって財団等が公益法人から外れたということもかかわってきているのかと思うんですけれども、議案第6号の資料7ページ、第1条について、公益法人等、「的」という文言を入れたにもかかわらず、その第1条の一番最後のところには、相変わらず公益法人等、「的」が抜けているわけです。そうであるとすると、先ほど私が申し上げた皆さんの行政事務執行が明確な根拠に基づいて行われていると認識したということと若干ずれが出てくるのかとと思っているんですけれども、ご説明をお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 10番 仲間議員にご説明いたします。

7ページの仲間議員のご指摘の題名の部分の変更でございますが、おっしゃるとおり、題名の部分については、「的」が抜けていると。題名の部分の改正の部分抜けているということだと

考えます。大変申しわけございません。それでその部分について、再度、訂正したいと思っております。しばらく時間をいただけたらと考えております。

第1条の下のほうについてもおっしゃるように、公益法人等と書いている部分について、「てき」が抜けていると考えております。それと「てき」の意味合いですが、これは法律が「公益法人」から「公益的」というふうに変更されているので、我々も改正したいということでございますが、大まかにいえば、公益法人から「的」というのは、公益にみならず法人等も含めるというふうに考えております。

10番 仲間議員にご説明いたします。

おっしゃるように、公益に準ずる法人も含めるというふうにご理解していただけたらと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 休憩します。 休 憩（午前10時33分）

再開します。 再 開（午前10時47分）

総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 失礼いたしました。議案第6号について、1ページ目の差しかえをお願いいたします。1ページ目、マーカーでやっている部分が間違えておりますので、その部分の差しかえをお願いいたします。10番議員のご指摘の部分が抜けております。その部分の差しかえで今回、題名を「本部町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」、下のほうの第1条の部分で「公益法人等への職員の派遣等」を「公益的法人等への職員の派遣等」に改めるという部分が抜けておりましたので、おわびいたします。おわびして、議案の差しかえをお願いいたします。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第6号 職員の職名の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 職員の職名の変更に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第7号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第7号について説明いたします。

議案第7号 平成27年度本部町一般会計補正予算について。平成27年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

次、開けまして、3枚目をお開きください。平成27年度本部町一般会計補正予算（第5号）。平成27年度本部町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ2,273万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億9,689万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。（地方債の補正）第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。平成28年2月12日、本部町長 高良文雄。

2ページをお開きください。第2表繰越明許費、6款農林水産業費、3項水産業費、事業名、沖縄北部地域水産業生産基盤機能強化事業2,273万1,000円、これについては今、繰り越して事業を行う予定でございます。7月末まで事業がかかる見込みでございます。今回の補正については、その部分の実施設計の予算でございます。

それでは事項別明細書のほうで説明をいたします。歳出の4ページ、5ページをお開きください。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産振興費、9節から13節までございます。今回は全て北部振興事業、具体的に言うと製氷施設を建築するための施設設計の部分に当たります。参考に後ろのほう、議案第7号参考資料として2枚のカラーの図面があると思いますので、1枚目をごらんください。施設の規模といたしまして、この1枚目の部分は製氷施設、隠された右側の建物の、これはイメージ図です。右側の部分が製氷施設で、右側の上のほうに黄色い枠で囲っていますが、鉄筋コンクリート（RC）造りの3階建て、建築面積が367平方メートル、延べ床面積が591平方メートルでございます。

2枚目が荷捌き施設でございます。これも鉄筋コンクリート造りで、建築面積が527平方メートル、延べ床面積が499平方メートルでございます。これについては平成28年度以降に工事はする予定でございますが、今回補正で上げている部分については、その施設を建築するための施設設計を上げております。歳入については国庫補助金、起債、それと若干の繰越金で歳入については対応をいたしております。以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋吉徳 これから質疑を行います。12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 二、三点お尋ねしたいと思います。もう少し親切に説明してもいいのではないかと。今回、設計、調査測量のほうの補正と、予算措置ということになりますけれども、これは総事業費がどういうふうになっているのか。それから採択はどのあたりまでの予定で事業を終わろうとしているのか、それに基づいて供用開始はいつごろなのか。要するに規模的なものと、採択の今後の見通しについてご説明をお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番 大城議員にご説明いたします。

1点目、本事業の総事業費ということですが、今、事業の計画としましては、今年度、実施設計をやりまして、翌年度に本工事ということで考えておりますが、あわせまして、今、総事業費で約5億8,000万円という一つの目安を今立てております。2点目、採択の見通しということですが、今年度は実施設計、調査測量実施設計を行いまして、大体7月ぐらいまでには実施設計を終えようと思っているんですが、それと並行して、また次年度の工事費の予算折衝を行ってまいります。北部振興事業自体が採択を何回かに分けてやりますので、その最初の採択に向けて調整してまいります。また、それが2回目の採択になりますと、ちょうど6月、7月ぐらいの時期になりますので、このあたりのタイミングになるのかという今、検討をつけているところです。それから供用開始ということになります。平成28年度に本工事が入りますので、それもほとんど1年近く工事期間が必要になってくるものと見ております。そうしますと、やはり建物が完成して、供用が始まるというのは、平成29年4月ぐらいからという見通しを今のところつけているところです。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 総予算、総事業費5億8,000万円と、かなりの予算を投じて、すばらしい施設ができるということ、すばらしいなど。これが製氷施設と荷捌きの施設ができるということは、画期的なことだと非常に期待もしております。と同時に、町長、副町長、ちょっと議論をしたいんだけど、あれだけの施設ができますと、やはりこの活用等について行政も関係漁業との調整、ほかの隣町村とのいろいろな意味での連携を模索する必要もあるのではないかと。と申しますのは、以前から本部において、漁協において競りを行ったらどうかという声がかかなりあったわけなんです。それは過去の6組合の合併のときに、その問題が出たと思います。国頭村、東村、羽地の名護市、今帰仁村、本部町、伊江島と、この6漁協の合併の問題がかかなり据えましたよね。一部組合によって反対されて合併できなかったけれども、そのあたりでもやはり地区別に見ても今、競りは国頭漁協でかなりの量を今、扱っていますね、北部で一番多いのではないのでしょうか。それも東村の東漁協と両方でやっているということも、この間、私伺って聞いております。ここで何でこの競りの問題を前から提案しているかという、話にあげてくるかという、一番近くの伊江島はかなり漁獲を持っているんです。それと隣の今帰仁村も漁港を持っている。いろいろ聞いたり、いろいろ話をお互いに情報交換をする中で、かなり両漁協は本部で競りをうつことについて、非常に可能性がある、また希望もしていると。名護市まで持ち込むよりはやはり本部のほうがいいのではないかとということも聞いております。そういうことで、もう少し本部町が中心となった漁協、お互いの行政も一緒になって、今後その競り施設を整備していくということは、私はお互いの水産振興の意味で、かなりウェートを占めるのではないかと期待をするんです。なかなか前漁協者のころから私はいろいろと情報交換をしてやっているんだけど、話によると、競り場というのは、消費地に近いところがやらないとだめだよという話もあったけれども、

そうではないのではないですかと。物があるところに人は集まるということもあるんだと。ぜひやってみたらどうかと、なかなか腰を上げてくれない。幸いこうして製氷施設、荷捌き施設が加味されるということは、お互いの水産振興、それから観光関連の波及効果というのは、説明にありましたね、私は大きな効果を生むのではないかと思います。それは管轄の漁協だけに預ける問題ではなくて、私ども行政の立場からもいろいろ地域性も考えても隣の両村、そこらあたりの協力も得ながら、将来的には競り施設を持つと。となると、必ず消費者はここに集まってくるんです。そういう意味で、私どもの渡久地港、中心、栄えた町として漁業、それを真剣にその振興を考え、こういった施設も考えるべきではないかと思います。そしてあわせて、本町には琉球大学の水産研究所、それから県の栽培漁業センター、水族館と、かなりの強威的な施設もあるわけです。そこら辺からしても本町の漁業振興というのは、向こうは筋はできているのではないかと思います。そういう意味で、これはお互いが真剣に調査研究をして、その道の選択もすべきではないかと私は思うんです。幸いこういう立派な製氷施設と荷捌き施設ができるので、あれは規模的にも荷捌き施設も大きいので、そうすれば今ある荷捌きの状態をどう使おうかという漁協の活性化計画にもあると思いますけれども、そのあたりも並行していきながら、将来的には早い時期に競り施設を本部町でと。そして伊江島、今帰仁村が望んでいるということも聞いているので、その辺を調査しながら、行政と指導していきながら、担当団体に調査研究、可能性があるかどうかというそこら辺も調査に入っていくべきだと思います。町長、副町長のそのあたりのご見解を賜りたいと思います。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 12番 大城議員のほうに説明いたします。

漁獲高の現状なんですけれども、右肩下がりで減ってきているという現状があります。たしか8,500万円ぐらい、1億円を切っております。これから先々これはどうなっていくのだろうというようなことも心配しております。そういったこともありまして、議員ご存じのとおり、魚が獲れる場所をまずつくらなければいけないという切実な思いの中で、去年はパヤオのほうもつくり上げ、そして魚がついているという報告も受けております。さて、その魚をどうするのかということ考えたときに、現在の競りのあり方というものが果たしていいのかということについても疑問を感じております。魚が獲れるときには値段が安くなり過ぎて、生産費を割るということも聞いております。ついては、その漁の世界の本当に漁をして生計が成り立つような仕組みづくり、難儀をしてリスクをかぶって魚を獲る方々がより実入りのいいような流通のあり方というものはどうなのかというものを真剣に考える時期に差しかかっているのだろうと思っております。今現在カツオは競りではなくて、荷捌きで価格を値決めした相対取引をやっておりますけれども、荷捌き場の活用の仕方として、そういったものも価格値決めをするような競りにとってかわるような流通のあり方もないだろうかという思いもしております。いずれにせよ、新しい荷捌き場ができますので、できるだけ隣の伊江村の漁協なども含めて、魚が本部のこの漁協の中で取引ができ、そして買いつけ人がたくさんここに訪れるということは非常に理想的な形でありますの

で、その辺の流通のあり方なども含めながら、この場所が買い付け人でにぎわいが見えるようなことを展望していきたいと思っております。当然のことながら、そのためにはそれをつかさどる漁協の人的な対応を含めて、力がつけばということをおもっておりますので、いろんな側面から漁協を中心とした漁の世界の中にもっともっと活力が出るような後方支援というのは、行政としてもやっていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 島袋吉徳 12番 大城正和議員。

○ 12番 大城正和 先ほどの議案にも出ましたとおり、やはり過疎解消の意味においても、条例が一部改正されありましたけれども、こういう施設ができますと、次はその活用なんです。箱物をつくった、施設をつくったと。どう活用するかと、どうにぎわいさせるか、先ほど副町長がおっしゃるように、どう活用してにぎわっていくかと。産業として育てていくかということがこれからの課題なんです。競りという問題は本町だけで解決できる問題ではない。これは真剣に調査をしていきながら、可能性を見つけてもらいたい。今帰仁村や伊江島、このあたりの連携の事業として、私はやる価値が十分にあると思います。そういった箱物をつくって終わりではなくて、どう活用していくかということは、漁協の皆さんと真剣に考えていただきたいと思います。一本釣りの小型船舶で釣る魚も、高級魚は那覇市に持って行って、安いのは那覇市が仕入れてやると。なかなか船舶で揚げても、なかなかそれは実益につながっていかないと。要するに売場がないと、量的にもしっかりと確保ができないと。船舶もなかなか行き詰っているという状況の中で、何とかしてパヤオも今、予定しているし、観光関係と那覇空港間も考えれば、この競りというのはおもしろいのではないかと。パヤオから揚がる、いわば、獲る漁業が本町は少し弱いのではないかと。つくる漁業を、マグロの養殖もありますけれども、大洋さんとの連携もしながら、そうすれば競りの形もつくれるのではないかと。こういう企業の協力も得ながら、もう少しそのあたりをお互い模索して、詰める必要があるのではないかと思うけれども、町長どんなですか。

○ 議長 島袋吉徳 町長。

○ 町長 高良文雄 お答えします。

私はあまり漁のほうは専門のほうではないんですが、議員がおっしゃるようなことは常々思っております。これから先、我が町もリゾート観光、ホテル等、いろんな施設が計画もありますし、私はそういった事業をこれから大いに見込めるのではないかと思っております。やはり魚の部分もとても大事な部分でありますし、それと何とかして後継者もふやしながら、こういう施設もできるわけですから、有効に利活用。これは本部町だけの施設ではなくて、北部全域の施設になりますし、特に半島地区を中心に、議員が言われるような形で、漁業の関係者の皆さんと連携をとりながら、その施設が大いに活性化することがまた町のにぎわいにもつながっていきますし、先ほど副町長からもありましたが、これから積極的に、より漁業者の皆さんとも連携をとりながら、また関係の琉大やら、栽培漁業やら、記念公園の財団やらを含めて、より連携をとって、どうしていくかということも真剣にこれから考え対応していきたいと。あとまた漁業の生活向上について

でも支援をしていきたいと。そういう考えで、これから平成28年度に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。13番 石川博己議員。

○ 13番 石川博己 1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。これだけの施設が対岸にできたときに、現漁協の機能というのが分散されてまいります。将来的に漁協全体の機能強化という意味で、この地域に移す計画があるのかどうか。当初、製氷機だけだという話を聞いておりましたが、荷捌き場まで移ると、現漁協の施設内でどういう作業をしていくのか、ここが主体になってくるのではないかという気がするんです。そうした中で、漁協の事務局は今のところになって、ここは荷捌き場と製氷場だということになると、非常に不便を困ってくるのではないかと。そうすると一気にここに漁協全体の機能に移していく考え方があるのかどうか。その点をまずお伺いしたいと思っております。

○ 議長 島袋吉徳 副町長。

○ 副町長 平良武康 石川議員のほうに説明いたしますけれども、当初、漁協サイド、これまでの経緯の中で、機能に対岸に移していきたいというお話がありました。そういった計画がございましたけれども、今現状の中で、それが即そうしますということで結論づけられるような段階ではないと考えております。漁協の事務等を含めて移すという話になると、また金も結構かかります。現在の漁協の中で現実的に考えたときに、それが対応できるのかということに対して、漁協のほうも今、若干躊躇している部分もあります。しかし、一つは将来の流れとしては対岸に移って行って、そこで機能を強化していったほうが将来の方向性だろうと思っております。それに向けた条件整備、環境整備をいかにやっていくかというのが現在の状況ではないだろうかと考えております。いずれにせよ、今の場所というのはご存じのとおり、交通量も多いし、そして観光客も多いし、危険性も伴う部分の中での業務をしているという実態がありますので、将来的には漁協機能というのは対岸に移っていったほうがよろしいかと考えております。

○ 議長 島袋吉徳 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

討論がないようですので、討論を省略いたします。

これから議案第7号 平成27年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 平成27年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第8号 本部町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 議案第8号 本部町監査委員の選任同意について。本部町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。記、住所：沖縄県国頭郡本部町字健堅395番地。氏名：城間照夫（しろま てるお）。生年月日：昭和23年8月8日生。平成28年2月12日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由 平成28年2月23日をもって、本部町監査委員が任期満了することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、新たに委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

あと参考資料として、次のページに略歴をつけてございますので、よろしくご審議をお願いします。

○ **議長 島袋吉徳** これから質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第8号 本部町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 本部町監査委員の選任同意については、同意することに決定いたしました。

休憩します。

休 憩（午前11時19分）

再開します。

再 開（午前11時33分）

お諮りします。ただいま各常任委員会より所管調査事務等の調査の申し出があります。これを急施事件と認め、日程を追加し議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって追加日程と決定いたしました。

休憩します。

休 憩（午前11時33分）

再開します。

再 開（午前11時33分）

追加日程第1．所管事務等調査についてを議題とします。

職員に申出書を朗読させます。議会事務局長。

○ **議会事務局長 上原正史** それでは先ほど開催いたしました各常任委員会で決定された申出書について朗読いたします。

本部町議会議長 島袋吉徳殿。総務文教常任委員会委員長 西平 一。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。記、1 事件（1）地方創生の取組みの地方版総合戦略の策定についての調査。2 期限、調査終了まで。

続きまして、同じく閉会中継続調査申出書であります。本部町議会議長 島袋吉徳殿。産業建設常任委員会委員長 宮城達彦。閉会中の継続調査申出書。本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。記、1 事件（1）地方創生の取組みの地方版総合戦略の策定についての調査。2 期限、調査終了まで。以上です。

○ 議長 島袋吉徳 お諮りします。

所管事務調査の申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって追加日程第1号の追加1 所管事務調査の申し出については、承認されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第1回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前11時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 島 袋 吉 徳

本部町議会議員 具志堅 勉

本部町議会議員 座間味 栄 純